

2022年9月9日
共栄火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症による「入院の特別な取扱い」の見直しについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、現在実施している入院の特別な取扱い（以下「みなし入院」）について、2022年9月26日以降の対象を以下のとおり見直すことといたしましたので、お知らせいたします。

< 「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象 >

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方（※1）のうち、重症化リスクの高い以下①～④のいずれかに該当する方。（※2）（※3）

①65歳以上の方

②入院を要する方

③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬（令和4年厚生労働省告示第255号）の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方

④妊娠中の方

（※1）疑似陽性者（みなし陽性者）と診断された方を含みます。

（※2）ご契約の始期日に関わらず、同様の取扱いとなります。

（※3）2022年9月25日以前に診断された方につきましては、上記の対象とならない方もお支払い対象となります。

< 今回の見直しの背景等 >

医療保険等でお支払い対象となる入院保険金等は、保険約款において「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いすると定めています。

ただし、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により自宅や宿泊施設等で医師等の管理下で療養を行った場合については、保険約款上の「入院」の定義に該当しないものの「入院」と同等に取り扱い、入院保険金等をお支払いする「みなし入院」を実施しております。

しかしながら、昨今の状況においては、新型コロナウイルス感染症の罹患者のうち重症者の割合はこれまでと比較して低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。

また、今般、政府より、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の範囲を、全国一律に重症化リスクの高い方に限定するとの発表がなされました。

こうした状況の変化を踏まえ、発生届の対象とならない方は新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要な状態」と判断できないことや、今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象を上記のとおり見直すことといたしました。

当社では、医療機関や保健所の負担軽減のために、2022年9月2日より、保険金のお支払いにあたり療養証明書の発行を必要としない取扱いを実施しておりますが、重症化リスクの高い方であることの確認についても、医療機関や保健所の負担が増加することのないよう留意いたします。

なお、今後法令の改正等がなされた場合は、必要に応じてさらなる見直しを行う場合があります。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上